

札幌都心地域帰宅困難者対策ガイドライン

平成 30 年 3 月

札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会

目 次

◆用語の定義

■帰宅困難者対策の流れ

第 1 章 基本的な考え方	1
1-1 背景.....	1
1-2 対象範囲	1
1-3 各関係者の基本的な役割	2
1-4 帰宅困難者数の推計	2
1-4-1 想定地震による被害想定	2
1-4-2 想定される帰宅困難者数	3
1-5 一斉帰宅抑制の判断基準	4
1-6 帰宅困難者等への情報提供の流れ	4
第 2 章 事業所の取組対応	5
2-1 従業員等の安否確認及び施設の被災状況の確認	6
2-2 一斉帰宅の抑制及び安全な場所への誘導	6
2-3 施設内に待機できない場合の対応	6
2-4 情報の収集	6
2-5 負傷者への対応	6
2-6 従業員等への情報提供	7
2-7 帰宅開始の判断	7
2-8 一斉帰宅の抑制の周知	8
2-9 従業員・家族等との安否確認手段の確保	8
2-10 施設の安全確保	9
2-11 物資等の備蓄	11
2-12 帰宅ルールの策定	12
2-13 計画の策定	12
2-14 定期的な訓練等による手順の確認	13
第 3 章 大規模な集客施設や駅等の取組対応	14
3-1 従業員等の安否確認、利用者の安全確保	15
3-2 安全な場所への誘導	15
3-3 施設内保護ができない場合の対応	15
3-4 情報の収集	15
3-5 利用者等への情報提供	15
3-6 利用者保護内容の検討	16
3-7 施設の安全確保	16
3-8 物資等の備蓄	16
3-9 計画の策定	16
3-10 定期的な訓練等による手順の確認	16
第 4 章 一時滞在施設の取組対応	17

4-1 開設・運営の流れ.....	17
4-2 発災直後の対応（発災から概ね3時間後まで）.....	19
4-3 開設の判断.....	20
4-4 開設・受入基準.....	20
4-5 開設できない場合の対応.....	20
4-6 一時滞在施設開設までの対応（発災から概ね6時間後まで）.....	21
4-7 帰宅困難者の受入等（発災から概ね12時間後まで）.....	22
4-8 運営体制の強化等（発災から概ね1日後から3日後まで、適宜実施）.....	22
4-9 一時滞在施設の閉鎖.....	23
4-10 一時滞在施設の運営準備.....	24
4-10-1 運営体制の整理.....	24
4-10-2 受入のための環境整備.....	26
4-10-3 運営計画の策定.....	28
4-10-4 定期的な訓練等による手順の確認.....	28
第5章 札幌市の取組対応.....	29
5-1 一時滞在施設への支援策.....	29
5-2 事業者等への情報提供体制の確保.....	30
5-3 一斉帰宅の抑制等の普及啓発.....	30
5-4 一時滞在施設の確保.....	30
5-5 一時滞在施設の確保・運営に関する支援策.....	31
5-6 帰宅支援体制の確保.....	32
第6章 市民に求められる平常時からの取組.....	33
6-1 災害時の円滑な情報収集.....	33
6-2 一時滞在施設の所在地等の確認.....	33
参考1 施設の被害状況チェックシート（例）.....	34
参考2 情報の入手先.....	35
■ガイドライン概要	

◆用語の定義

(1) 帰宅困難者

大規模地震の発生により、JR、地下鉄、バスなどの公共交通機関の広範囲な運行停止や道路の通行不能の際に、帰宅することが困難な者をいう。

(2) 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

(3) 施設滞在者（受入者）

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

(4) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

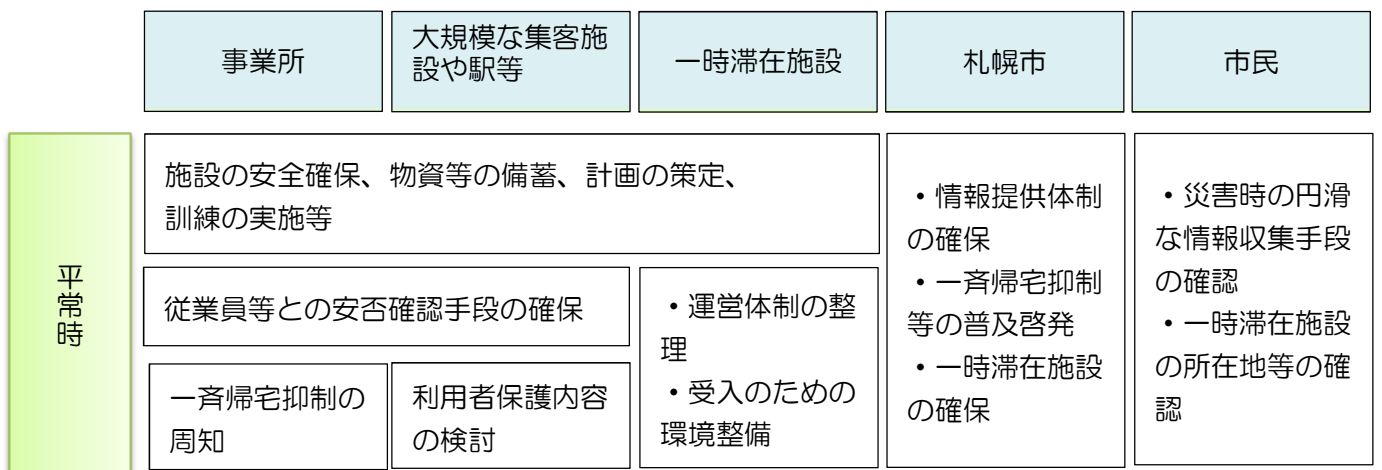
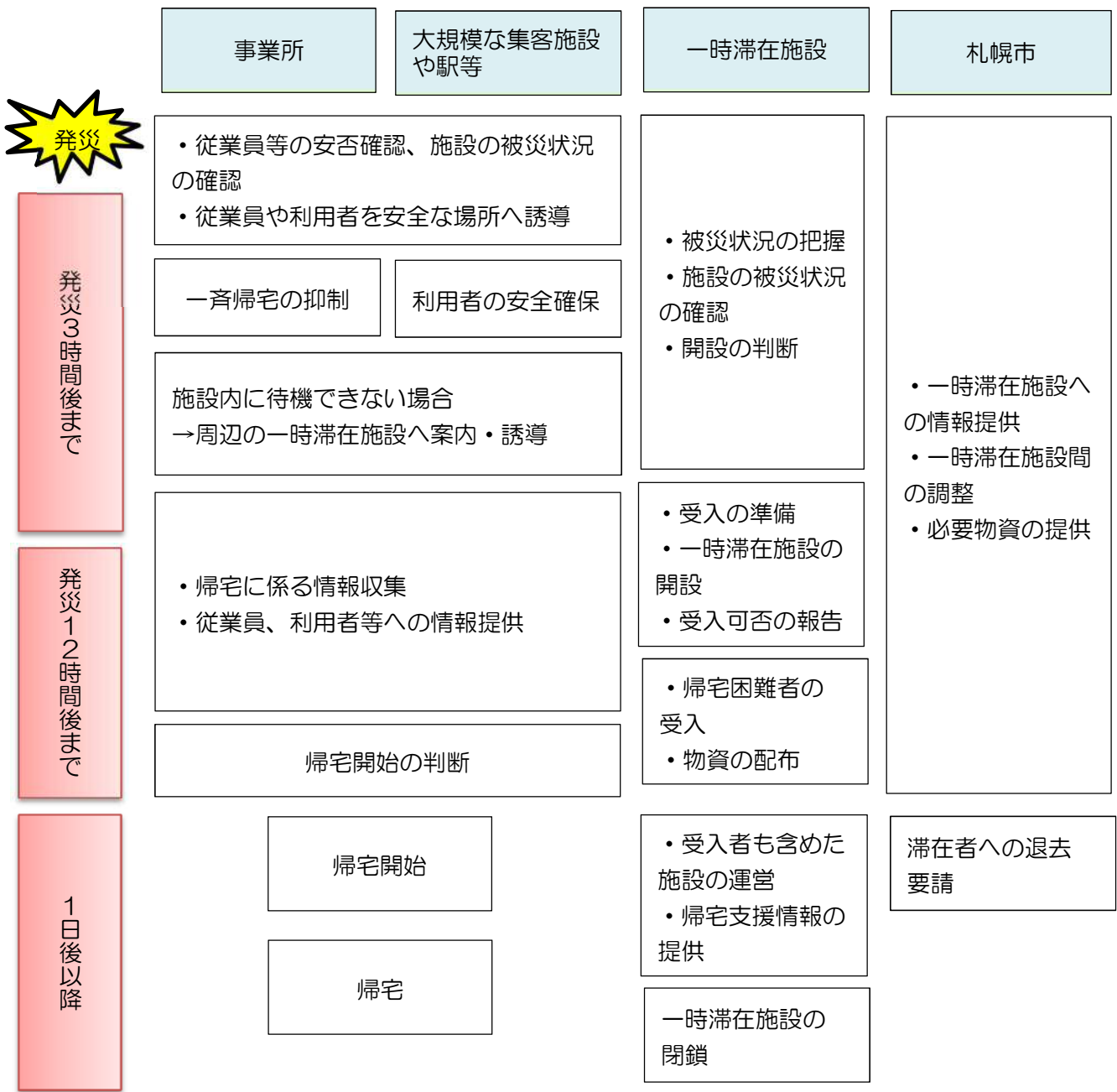
(5) 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと公表しないものとに分けられる。（都市再生特別措置法では退避施設という）

(6) 大規模集客施設

不特定多数の者が逐次出入りする商業施設や娯楽施設など、発災後、利用者全てを施設外に出した場合、大量に帰宅困難者が発生するおそれのある施設。

■帰宅困難者対策の流れ



第1章 基本的な考え方

1-1 背景

本ガイドラインは、大規模地震発生時に生じる帰宅困難者に関して、適切な対策を講じるための手順書として作成するものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、首都圏では、公共交通機関の停止などにより約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が生じた。

通信手段の輻輳や、適切な情報提供がなされなかったことなどによって、多くの人々が一斉に帰宅を始めたために、歩行者が都心から郊外へ通じる幹線道路に溢れ、帰路の途中で水不足、トイレ不足に加え、緊急車両の通行障害など、災害時対応に支障をきたした。

このような現象は、札幌市においても大規模地震の発生時に起き得るものと考えられることから、大型商業施設や業務機能などが集中している都市再生緊急整備地域（札幌都心地域）を対象とした帰宅困難者対策が必要である。

その対策は、一斉帰宅の抑制や適切な情報提供、歩行距離が遠大となる者への一時滞在施設の提供などがあるが、このような対応は、行政機関による「公助」だけでは限界があり、可能な限りは「自助」を前提としつつも、「共助」を中心とした総合的な対応が不可欠と考えられる。

このため市民（観光客を含む）、事業者、行政、大規模な集客施設や駅等の施設管理者が、それぞれ、でき得る限りの協力をもって連携・協働することが重要である。

1-2 対象範囲

本ガイドラインでは、主に以下の札幌都心地域周辺を対象とした。



1-3 各関係者の基本的な役割

本ガイドラインでは、事業所、大規模な集客施設や駅等、一時滞在施設、札幌市の役割は、以下を実施することを基本とする。

(1) 事業所

発災時には、従業員等の安否確認や施設の被災状況の確認を行い、従業員、来訪者を安全な場所に誘導するとともに、「一斉帰宅の抑制」により安全確保に努める。

(2) 大規模な集客施設や駅等

発災時には、従業員等の安否確認や施設の被災状況の確認を行い、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

(3) 一時滞在施設

帰宅困難者等を一時的に受け入れることができるよう、運営体制等をあらかじめ定めておき、発災時には、施設の開設や運営を円滑に行う。

(4) 札幌市

帰宅困難者等への情報提供体制の整備や一時滞在施設の確保を進め、災害時には一時滞在施設に対して必要な支援を行う。

1-4 帰宅困難者数の推計

札幌市では、想定地震による被害想定を基に、平日及び休日の帰宅困難者数等を推計した。

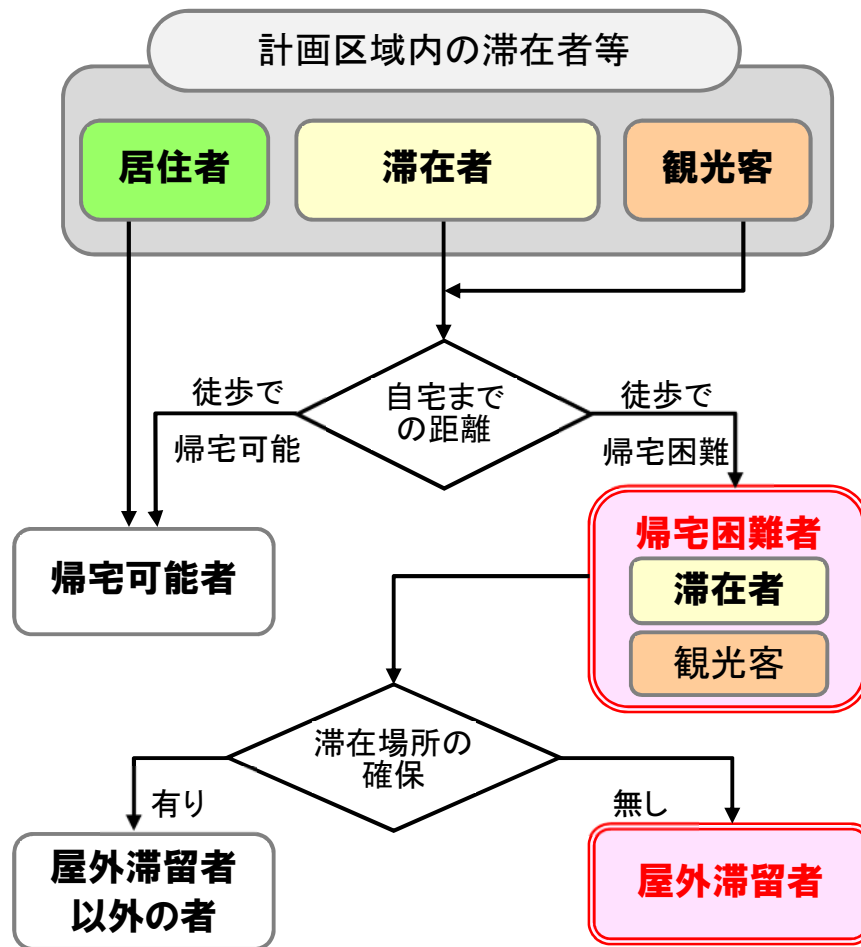
1-4-1 想定地震による被害想定

項目	札幌駅・大通駅周辺地区	札幌市全域
建物	全壊 30棟、半壊 362棟	全壊 33,611棟、半壊 78,850棟
死傷者	死者 43人、負傷者 228人	死者 8,234人、負傷者 30,414人
火災	1件	314件
ライフライン停止率 (初日)	上水道：断水 67% 電力：停電 18% 都市ガス：供給停止 97% 下水道：排水困難 2%	
交通機関(初日)	札幌都心部の公共交通機関(JR、地下鉄、バス等)は全線通行止	

1-4-2 想定される帰宅困難者数

札幌都心地域における一時滞在施設による帰宅困難者対策では、以下に示す帰宅困難者数のうち、屋内に留まらずに屋外への滞留を余儀なくされた屋外滞留者が対象となり、冬期（平日）で約3万8千人、冬期（休日）で約4万6千人が想定されている。

なお、以下に示す帰宅困難者数には、日常生活行動者だけではなく、区域内で開催される大型イベントの観光客も含まれている。



札幌市都心地域で想定される帰宅困難者数（冬期）（千人）

		滞在者等	帰宅困難者	屋外滞留者
平日	日常生活行動者	3 7 1	8 6	3 1
	観 光 客	1 0	1 0	7
	合 計	3 8 1	9 6	3 8
休日	日常生活行動者	1 8 9	4 4	3 4
	観 光 客	1 7	1 5	1 2
	合 計	2 0 6	6 0	4 6

1-5 一斉帰宅抑制の判断基準

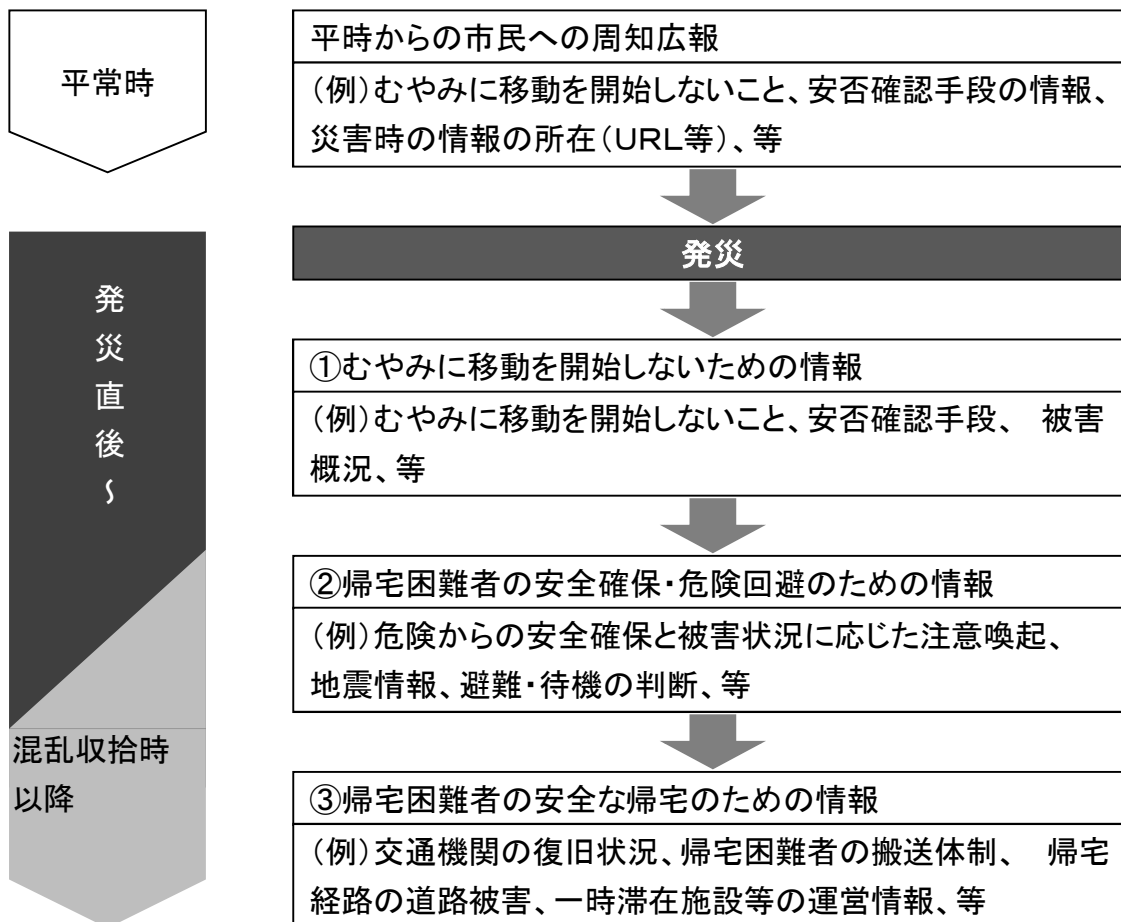
事業所は、一斉帰宅の抑制を行う判断基準をあらかじめ定めておく。

◆一斉帰宅抑制の判断基準（例）

- 札幌市等から、一斉帰宅抑制の呼びかけがあった場合
- 札幌市内に、震度6弱以上の地震が発生した場合
- 公共交通機関の運行が停止した場合

1-6 帰宅困難者等への情報提供の流れ

大規模地震発生時に帰宅困難者等に対して提供する情報は、平常時、発災時、混乱收拾時の各段階の目的・必要性に応じて提供が必要がある。



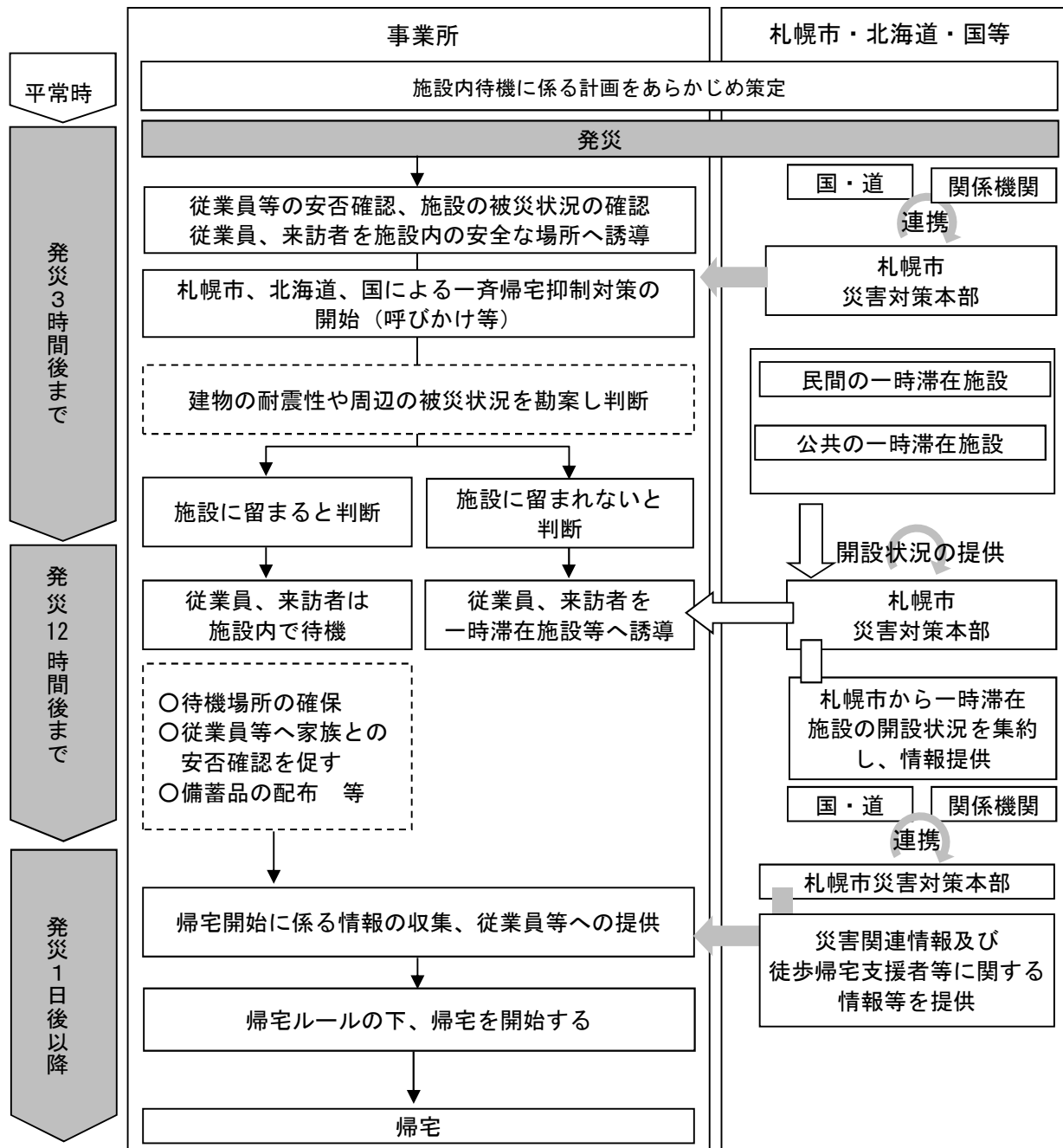
前項までの基本的な考え方を踏まえて、それぞれの関係者が適切に帰宅困難者対策を行うための取組について、第2章以降に示す。

第2章 事業所の取組対応

○災害時の対応

大規模地震の発災時には、下記フローを参考に、災害発生からの時間経過に応じた対応を行う。

※時間の経過はあくまでも目安である



※災害関連情報は、札幌市、北海道、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時提供

← 市・国・道の対策等の情報の流れ

← 一時滞在施設開設等の情報の流れ

2-1 従業員等の安否確認及び施設の被災状況の確認

事業所は、従業員等の安否確認を行うとともに、施設の被災状況を確認できるチェックリストを作成しておく。

(1) 従業員等の安否確認

従業員・家族等の安否確認を行う。また、安否確認と併せて、一斉帰宅抑制の連絡及び指示を同時に行うことが望ましい。

(2) 施設の被災状況の確認

あらかじめ定めた点検箇所について、従業員等があらかじめ作成したチェックリストを活用し、施設の被災状況を確認する。〈P 34 参考 1〉

2-2 一斉帰宅の抑制及び安全な場所への誘導

施設内に留まることが確認された場合、従業員等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかけるとともに、施設管理者等と協議し、従業員及び来訪者を施設内の比較的安全な場所に誘導し待機させる。

2-3 施設内に待機できない場合の対応

施設内に待機できない場合、事業所は、行政機関からの開設情報等を基に、周辺の一時的滞在施設等へ従業員及び利用者を案内又は誘導する。

2-4 情報の収集

事業所は、テレビ・ラジオ、インターネットなど各手段により被災状況などの情報収集に努める。

情報の入手先を〈P 35 参考 2〉にまとめている。

2-5 負傷者への対応

従業員等に負傷した人や体調を悪くした人が出た場合は、応急手当てなどの対応を行う。

応急手当てを除き対応できない場合には、札幌市と連携し近隣の診療可能な医療機関等の情報提供を行う。

2-6 従業員等への情報提供

事業所は、交通機関の復旧状況、帰宅経路の道路被害等、従業員等のニーズが高いと思われる情報提供を行うことが望ましい。

2-7 帰宅開始の判断

事業所は、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認した上で、あらかじめ定めたルール等に基づいて従業員等を帰宅させる。

○平常時の取組

2-8 一斉帰宅の抑制の周知

事業所は、大規模地震発生時における一斉帰宅の抑制の必要性について従業員等への周知を行うとともに、待機・滞在場所の確保を行う。

(1) 一斉帰宅抑制の必要性

施設内だけでなく外出中の従業員も含めて、大規模地震発生時にはむやみに移動せず、施設内や周辺の安全な場所に留まることが重要である。

一斉帰宅をすると二次被害にあう可能性もあり、一斉帰宅を抑制することで、発災後の救助・救急活動、消火活動等の災害対策活動を円滑に行うことが可能となる。

(2) 従業員が待機・滞在できる場所の確保

従業員等の一斉帰宅を抑制するためには、施設内又は施設周辺で従業員等が待機できる安全な場所を確保することが重要である。また、一斉帰宅の抑制が長時間にわたる場合を想定しておくことが望ましい。

2-9 従業員・家族等との安否確認手段の確保

事業所は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族との安否確認手段についても従業員等へ周知する。

東日本大震災の際に徒歩で帰宅した人が必要と感じた情報として「家族の安否情報」が最も多く挙げられたことから、帰宅困難者に冷静な行動を促し、一斉帰宅の抑制を図る上で、発災時における従業員との安否確認手段や外出時の安全確保行動をあらかじめ決めておくことが望ましい。また、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知することが望ましい。

(1) 従業員等の安否確認

事業所は、大規模地震発生時の従業員等との連絡手段・手順をあらかじめ決めておくとともに、発災時に従業員等の所在及び安否を把握できる方法等について検討する。

(2) 家族との安否確認

事業所は、従業員等が家族との安否を確認できるように、あらかじめ家族での連絡方法を決めておくことを周知する。

その際、電話の輻輳や停電等を想定し、以下のような通信サービス事業者等が提供する安否確認サービスなど、個人で利用できるサービスを活用するように周知することが望ましい。

〈通信サービス事業者等が提供する安否確認サービスの例〉

- 札幌市 防災アプリ（愛称そなえ）
- NTT 東日本 災害用伝言ダイヤル171
- NTT 東日本災害用ブロードバンド伝言板（Web171）
- 携帯電話各社 災害用伝言板サービス（DoCoMo、au、Softbank、WILCOM）
- 携帯電話各社 災害用音声お届けサービス（DoCoMo、au、Softbank）

（3）訓練及び体験

事業所は、従業員等と家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

例えば、毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し従業員等へ周知する。

2-10 施設の安全確保

事業所は、平常時から施設の安全確保に努める。

地震の揺れにより施設内のオフィス家具類が転倒・落下・移動すると、従業員が被害に遭う危険性が高くなる。

そのため、事業所は、施設内で従業員等が被害にあわないよう、また、その後待機・滞在が可能となるよう、日頃からオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止策等に努める。

また、停電時の対応も含め、建物及び滞在者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、下記建物の安全確保の方針（例）を参考に、計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておくことが望ましい。

（参考）建物の安全確保の方針（例）

1 事前準備

（1）建物の耐震性を確認し、安全性を確保

昭和56年以前の建物については、耐震診断や耐震補強を実施する。

- ・耐震化の総合相談窓口

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課 ⇒ 011-211-2867

（2）従業員等の待機場所や応急救護所の設置

従業員等の待機場所や怪我人の応急救護所については、安全な場所を確保しておく。

(3) 施設内家具類の転落防止措置等

施設内において、家具類の転落防止措置に努める。家具類の転落防止措置等にあたっては、「企業防災のすすめ」(H24.3札幌市危機管理対策室)を参考にされたい。

(概要)

○安全な家具の配置

避難通路の確保、窓際に背の高い家具を配置しない 等

○家具の配置・物の置き方

家具類は生活の場所と離す、家具の上に物は置かない 等

○オフィスの安全スペースの確保

(例) 廊下、エレベーターホール、会議室、ミーティングエリア

○キャビネット・書架・物品棚・移動ラックの転倒防止対策 等

コンクリート壁等へ金具で固定、ツナギ材での連結 等

○デスク周辺の注意

デスク、テーブルは連結して固定、OA機器をデスク等に固定 等

○ローパーティションの固定

レイアウトによる安定化、床・壁に固定 等

○複写機等の転倒・移動防止対策

キャスターをロック、ベルトなどで壁面に連結 等

※ビルの高層階(概ね10階以上)では、長周期地震動対策として、家具類のキャスターのロックや吊り下げ式の照明の揺れ防止等も行う。

2 発災後の対応

(1) 建物の被災状況チェック

施設の被災状況チェックリスト等を活用し被災状況を確認

(2) 照明設備や空調設備等必要な措置を講じ、施設内待機可能な環境を確保

2-11 物資等の備蓄

従業員等が施設内に一定期間待機できるよう、水・食料、簡易トイレ、衛生用品、燃料等を備蓄するよう努める。

(1) 備蓄品の保管

高層ビルに所在する事業所においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことが望ましい。

また、配布作業の軽減や個人の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布する方法等も検討する。

施設内において備蓄品の保管場所の確保が困難な場合には、近隣の事業所や地域住民と共同により施設内とは別の場所に備蓄品保管倉庫を設けることも検討する。

(2) 備蓄量の目安

事業所は、発災後3日間は従業員等を施設内に待機させることができるよう、備蓄を行うことが望ましい。

なお、3日分の水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等の備蓄の考え方を以下に示す。

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

1 対象となる事業所

札幌市都心地域の全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 備蓄品目の例示

(1) 水（1人当たり1日3リットル、計9リットル）

飲料水

(2) 主食（1人当たり1日3食、計9食）

アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

(3) その他の物資（特に必要性が高いもの）

- ・毛布やそれに類する保温シート（1人当たり1枚）
- ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
- ・敷物（ビニールシート等）
- ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- ・救急医療薬品類

(備考)

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

(例) 非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等) 副食(缶詰等) ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

②事業所だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

(例) 非常用食品、飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

2-12 帰宅ルールの策定

事業所は、日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情などの把握に努め、あらかじめ帰宅に関するルールを定めておく。

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から従業員等の居住地、家庭の事情などの把握に努め、従業員等の帰宅順の優先順位の決定方法をあらかじめ定めておく。帰宅優先順位設定の視点としては、①帰宅する方面の安全性、②家庭の事情(自宅が子どものみ、要配慮者がいるなど)などが考えられる。

この際、緊急車両等の活動を最優先するため自家用車の使用は避けるようにし、また、帰宅の方面が同じ従業員は班を編成するなど、なるべくまとまって帰宅することも考慮することが重要である。

(2) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等により確認する方法を定めておく。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に所在確認等を行うことなども検討する。

(3) 策定された帰宅ルールの周知徹底

定めた帰宅優先順位、帰宅確認方法等について従業員等への周知を徹底し、認知度を高めることが重要である。

また、一斉帰宅を抑制するため、防災訓練等の際に帰宅優先順位に基づいた分散帰宅の訓練を実施することが望ましい。

2-13 計画の策定

事業所は、前項までの事項をとりまとめ、計画を策定しておくことが望ましい。

事業所は、前述の検討内容を踏まえた従業員等の施設内待機に係る計画を定め

ておくことが望ましい。

また、事業所は計画を策定した場合、冊子等により、従業員等に周知しておくこととする。

2-14 定期的な訓練等による手順の確認

事業所は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施し、施設内待機に関する手順等の確認・改善に努める。

事業所は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

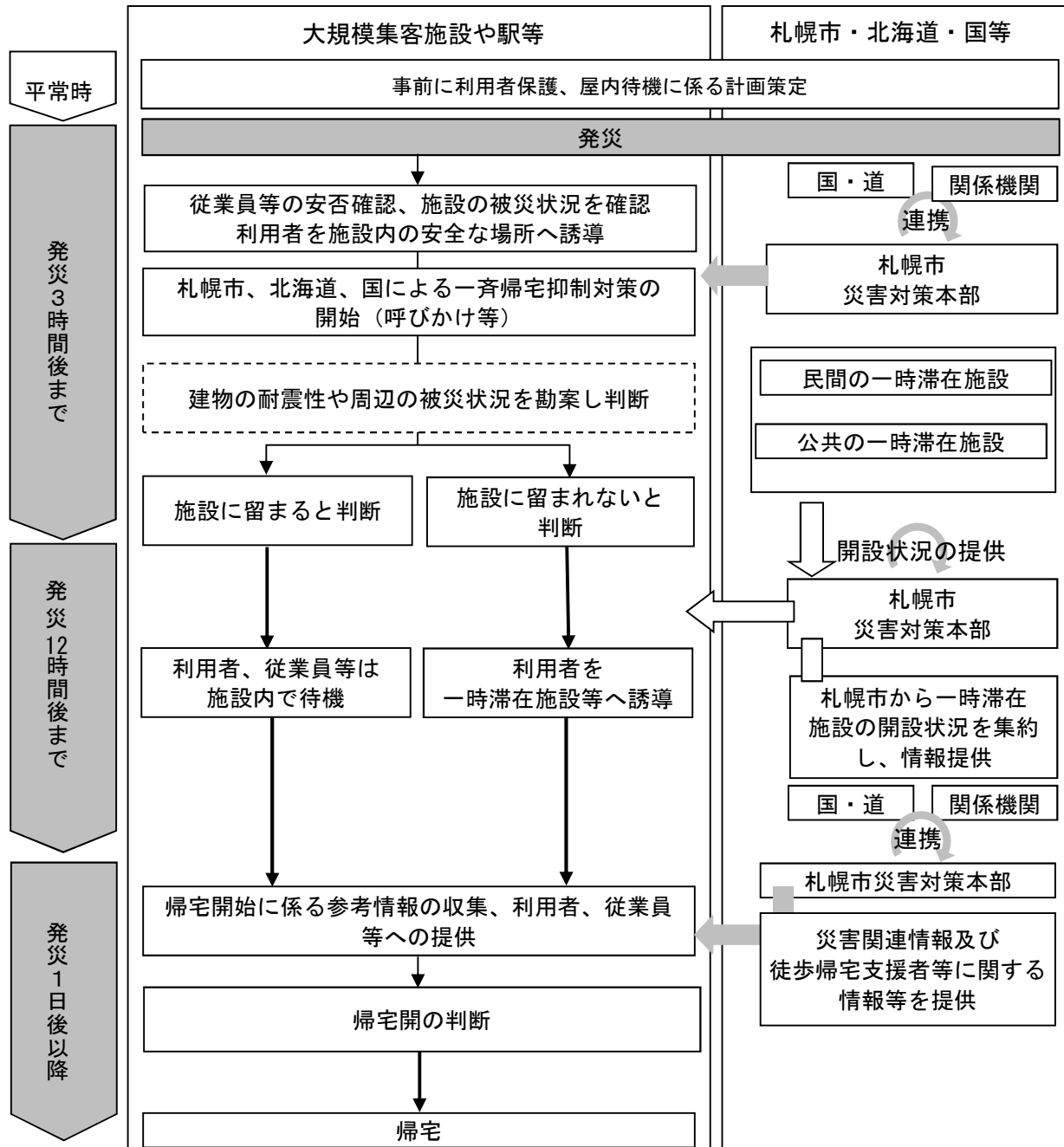
また、事業所は、訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

第3章 大規模な集客施設や駅等の取組対応

○災害時の対応

大規模地震の発災時には、下記フローを参考に、災害発生からの時間経過に応じた対応を行う。

※時間の経過はあくまでも目安である



※災害関連情報は、札幌市、北海道、国、関係機関から、メディア等を通じて、随時提供

← 市・国・道の対策等の情報の流れ

← 一時滞在施設開設等の情報の流れ

3-1 従業員等の安否確認、利用者の安全確保

事業者は、従業員等の安否確認、利用者の安全確保を行うとともに、自らが管理する施設及び周囲の安全を確認し、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

(1) 従業員等の安否確認、利用者の安全確保

事業者は、従業員等の安否確認を行うとともに、利用者の安全を確保する。

(2) 施設の被災状況の確認

あらかじめ定めた点検箇所について、従業員等があらかじめ作成したチェックリストを活用し、施設の被災状況を確認する。〈P 34 参考 1〉

(3) 利用者の保護

施設に危険性がないことを確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

3-2 安全な場所への誘導

事業者は、自らが管理する施設及び周囲の安全を確認し、利用者を施設内の安全な場所に誘導する。

3-3 施設内保護ができない場合の対応

事業者は、利用者を施設内での保護ができない場合、行政機関からの開設情報等を基に、周辺の一部滞在施設等へ案内又は誘導する。

3-4 情報の収集

事業者は、テレビ・ラジオ、インターネットなど各手段により被災状況などの情報収集に努める。

情報の入手先を〈P 35 参考 2〉にまとめている。

3-5 利用者等への情報提供

事業者は、交通機関の復旧状況、帰宅経路の道路被害等、利用者のニーズが高いと思われる情報提供を行うことが望ましい。

○平常時の取組

3-6 利用者保護内容の検討

事業者は、利用者の安全確保のため、安全な場所への待機・誘導について検討するとともに、可能な範囲で要配慮者への対応を検討しておくことが望ましい。

3-7 施設の安全確保

事業者は、地震発生時の利用者保護のため、平常時から施設の安全確保に努める。

3-8 物資等の備蓄

事業者は、施設の特性や実情に応じて、共助の観点から、可能な範囲で利用者のための備蓄に努める。

3-9 計画の策定

事業者は、前項までの事項をとりまとめ、計画等を策定しておくことが望ましい。

事業者は、前述の検討内容を踏まえた従業員等の施設内待機に係る計画を定めておくことが望ましい。

また、事業者は計画等を策定した場合、冊子等により、従業員等に周知しておくこととする。

3-10 定期的な訓練等による手順の確認

事業者は、定期的な訓練を通じて、利用者保護の手順等の確認・改善に努める。

第4章 一時滞在施設の取組対応

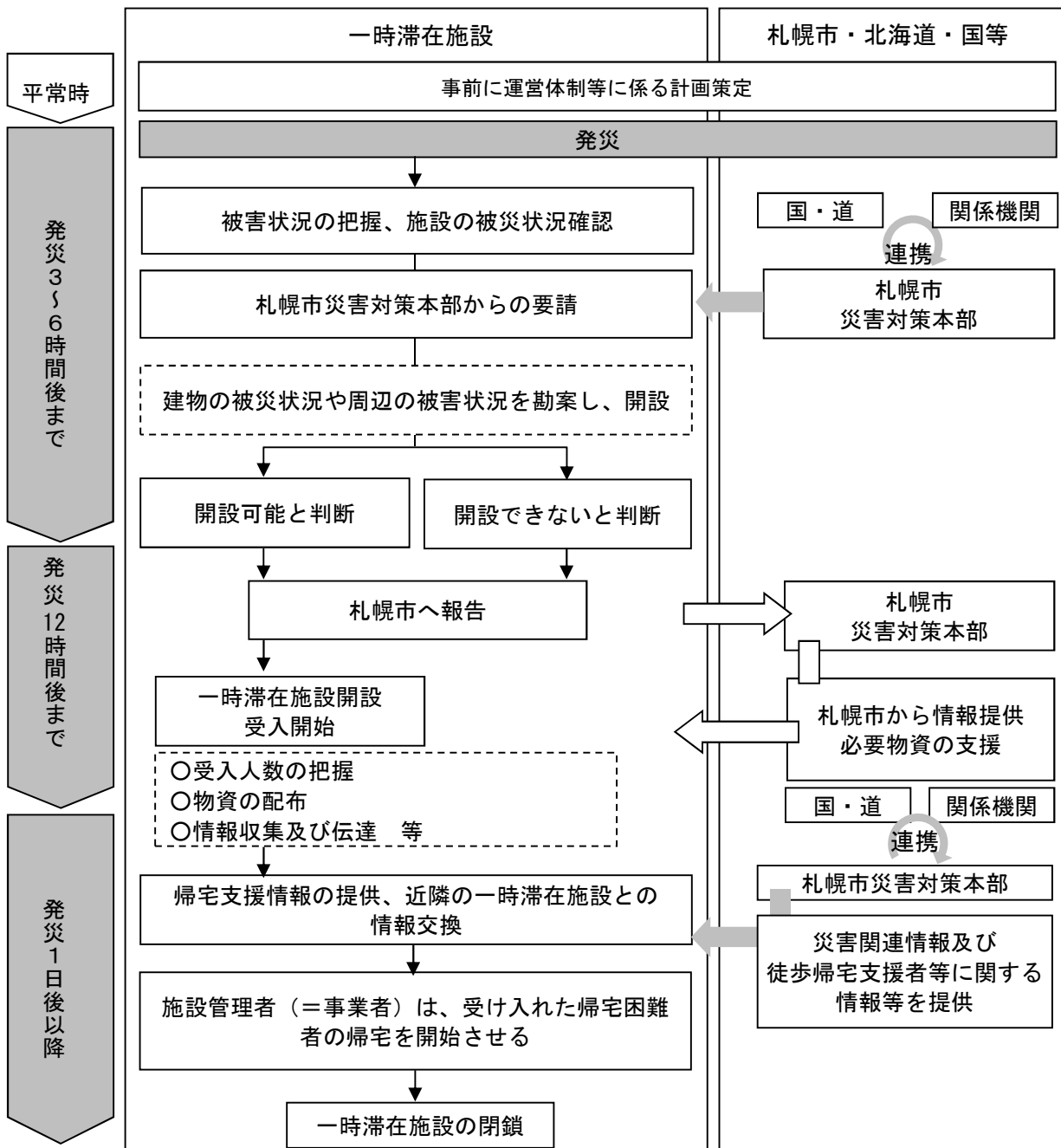
○災害時の対応

4-1 開設・運営の流れ

一時滞在施設の開設・運営にあたっては、災害発生からの経過時間に応じて、災害の規模、周辺の状況、各施設の実情等を踏まえて、適宜柔軟に対応する。

災害発生からの経過時間に応じて、目標とする一時滞在施設の運営の流れは、概ね次のとおりである。下記の対応フローは標準的な例であり、地震の規模や各施設の実情により適宜柔軟に対応することが重要である。

※時間の経過はあくまでも目安である



◆一時滞在施設開設・運営チェックリスト（例）

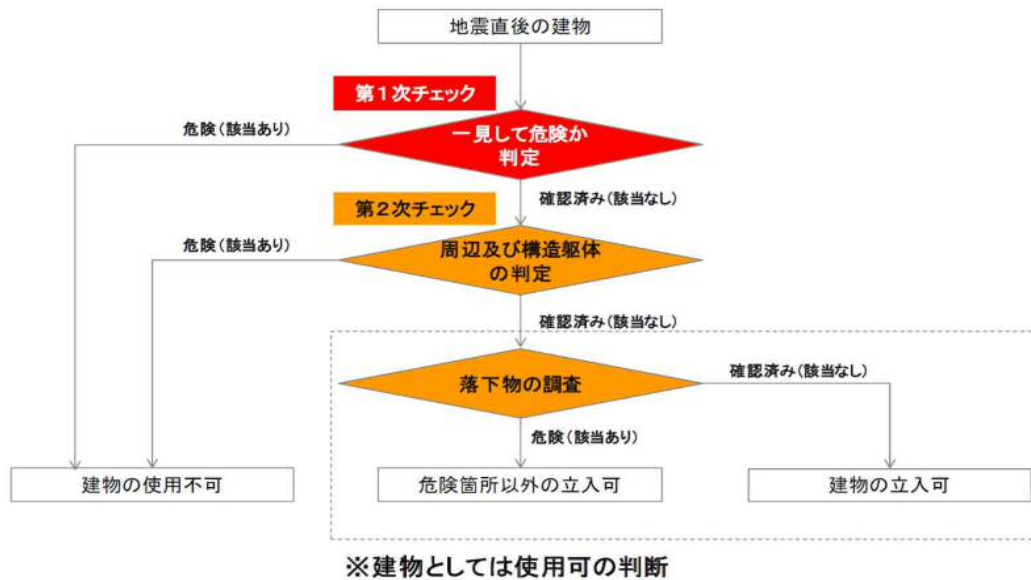
発災後	項目	実施内容	確認
6 時間後 まで	①施設の被災状況の 確認	・チェックリストを基に施設の被災状況を確認する。	<input type="checkbox"/>
		・市に開設ができるかどうかを報告する。	<input type="checkbox"/>
	②施設内の区域設定	・受入者用の区域を設定する。	<input type="checkbox"/>
	③施設の開設準備	・防火・放送・通信設備、非常用電源等の確認を行う。	<input type="checkbox"/>
		・トイレ、給水、暖房、空調設備を確認する。	<input type="checkbox"/>
		・散乱危険物の除去や清掃等を行う。	<input type="checkbox"/>
		・一時滞在施設であることの表示を行う。	<input type="checkbox"/>
		・入口等に施設利用案内の掲示を行う。	<input type="checkbox"/>
④通信手段の確保	・複数の通信手段を確保するように努める。	<input type="checkbox"/>	
⑤施設の開設報告	・市に開設したことを報告する。	<input type="checkbox"/>	
12 時間 後まで	①帰宅困難者の把握、 受入れ	・受入区域に帰宅困難者を誘導する。	<input type="checkbox"/>
		・受入者の概数を把握する。	<input type="checkbox"/>
	②保健衛生活動	・使用トイレを設定し、衛生管理を行う。	<input type="checkbox"/>
	③水の供給	・水道施設の被害状況を確認する。	<input type="checkbox"/>
		・市に水道施設の復旧状況を確認する。	<input type="checkbox"/>
	④情報の収集・伝達	・防災関係機関から災害関連情報を収集する（適宜）。	<input type="checkbox"/>
・入口等に掲示板等を設置し、情報を提供する。		<input type="checkbox"/>	
⑤受入状況の報告	・超過人数、必要な支援等を市に報告する。	<input type="checkbox"/>	
1 日後 以降	①帰宅支援情報の提供	・テレビ、ラジオ、パソコン、掲示板等により、交通機関の運行状況等の情報を提供する。	<input type="checkbox"/>
	①帰宅誘導	・帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅を促す。	<input type="checkbox"/>
	②施設の閉鎖	・一時滞在施設を閉鎖する。	<input type="checkbox"/>
・市に閉鎖したことを報告する。		<input type="checkbox"/>	

「帰宅誘導」は、交通機関の復旧にあわせて適時になることに留意。

4-2 発災直後の対応（発災から概ね3時間後まで）

施設管理者は、発災直後から速やかに、施設や建物内の被災状況の確認を行う。

以下の安全確認フローに基づき、施設や内部（居室・通路等）、設備、セキュリティ等の被災状況を確認する。



①第1次チェック（一見して危険かどうかの調査）

建物の外部から建物の内部に入っても良いか、内部に待機して良いか否かの確認を行う。一見して危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

②第2次チェック（余震による危険性の調査）

ア 隣接地建築物・周辺地盤等及び構造躯体

- ・隣接地の建築物・周辺地盤等及び構造躯体の状況より、余震が発生した場合の危険性を確認する。
- ・構造躯体の損傷は窓枠の変形や損傷、建物の傾きから判断する。
- ・また、構造躯体（柱材や柱を固定する部材等）が目視で確認できる場合は、柱や柱を固定する部材の損傷状況から構造躯体の損傷を確認する。
- ・危険と判断される場合、建物全体を使用不可と判断する。

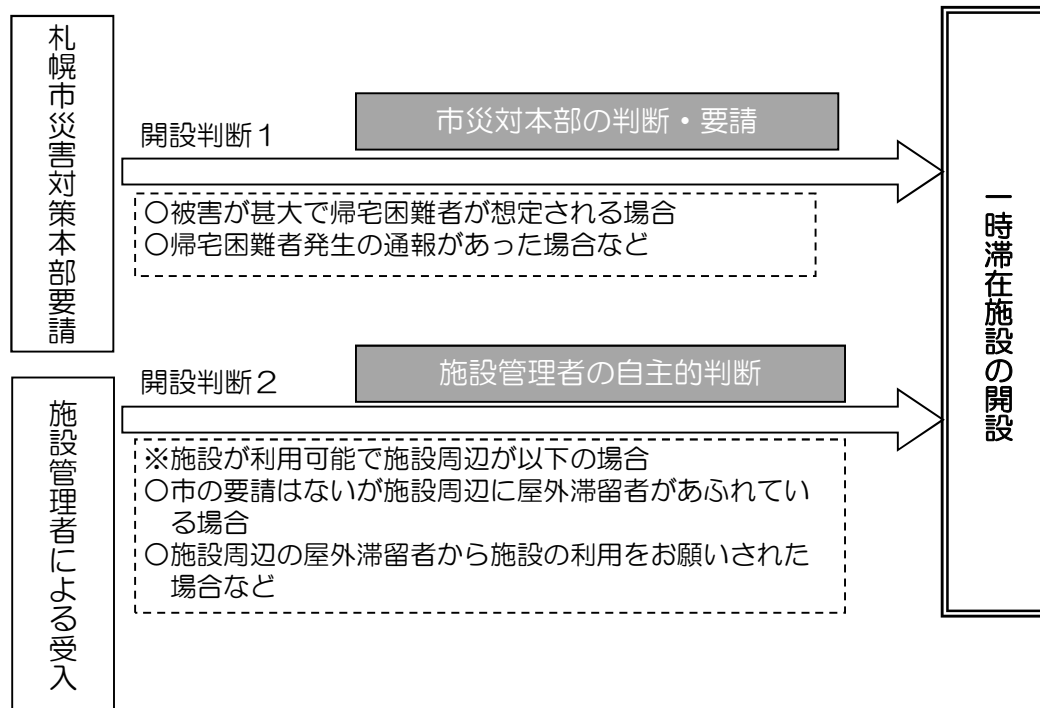
イ 落下物の点検

- ・建物内外の落下物（非構造部材等）の状況等から、立入不可の場所を確認する。
- ・落下物による危険発生のおそれがある場所及び部屋の使用は避けて、それ以外の場所、部屋を使用する。

4-3 開設の判断

施設管理者は、帰宅困難者が発生又は発生するおそれがある場合、以下のいずれかの判断に基づき、当該施設の被災状況を確認し、周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

- ◆開設判断 1：災害対策本部が必要と判断し、一時滞在施設の開設を要請した場合
- ◆開設判断 2：周辺状況に応じて、施設周辺の屋外滞留者から施設の利用をお願いされた場合



4-4 開設・受入基準

施設管理者は、運営期間及び帰宅困難者等の受入について、以下の基準を標準として、一時滞在施設を開設する。

- ① 受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、最大3日間の運営を目安とする。
- ② 帰宅困難者の受入は、床面積 3.3 m²あたり 2 人の収容（必要な通路の面積は算入しない）を目安とする。

※出典：大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（内閣府防災担当）

4-5 開設できない場合の対応

施設管理者は、建物の被災状況や周辺状況を確認した結果、一時滞在施設として開設できないと判断した場合は、札幌市へその旨を報告の上、あらかじめ公表している施設については、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

4-6 一時滞在施設開設までの対応（発災から概ね6時間後まで）

施設管理者は、発災直後から一時滞在施設開設に向けて、施設内の各スペースの設定、受入場所の選定等、以下の対応を行う。

（1）施設内の各スペースの設定

施設管理者は、帰宅困難者等の受入場所、女性専用スペース、要配慮者スペース、運営要員専用スペース及び立入禁止区域（危険箇所や事務室等）等の設定を行う。なお、要配慮者スペースについては別室を確保することが望ましい。

（2）受入場所の選定

施設管理者は、余震等の可能性を考慮して、滞在者が負傷しないよう、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けて、受入場所を選定する。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

（3）従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備

施設管理者は、平常時に計画した運営体制、備蓄計画等を確認の上、一時滞在施設としての運営準備を行う。

（4）一時滞在施設であることの提示

施設管理者は、帰宅困難者等に対して、一時滞在施設であることの掲示を行う。

また、一時滞在施設として開設後、収容可能人員に達した場合等には、新たな受入を停止するとともに、速やかにその旨の掲示及び札幌市に報告を行う。

（5）受入条件の掲示、承諾書等の書類・帳票の準備等

施設管理者は、施設の入口等に受入条件を掲示し、施設の利用や受入条件への承諾書等を準備する。

（6）通信手段の確保

施設管理者は、自施設に滞在している帰宅困難者等の外部等との連絡手段を確保するよう努めるとともに、周辺の被災状況や運行状況等の情報収集が可能となるよう、電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段の準備に努める。

（7）札幌市への一時滞在施設の開設報告

施設管理者は、施設の点検結果に基づき、一時滞在施設として開設可能と判断し、開設する場合には、札幌市にその旨を報告する。

4-7 帰宅困難者の受入等（発災から概ね12時間後まで）

施設管理者は、発災後6時間後から概ね12時間後にかけて、帰宅困難者の受入れ等、以下に示す事項を行う。

（1）受入人数の把握

施設管理者は、入館する施設滞在者を把握する。但し、発災時の状況や施設の特性によって施設利用者の把握が出来ない場合もある。

（2）受入人数の報告、対策協議会等との連携

施設管理者は、施設に受入れた人数を札幌市に報告するとともに、受入が必要な滞在中が多い場合には、周辺施設における一時滞在施設候補や今後の対応方法を確認する。また、施設管理者は、円滑な一時滞在施設の運営に向けて、札幌市及び対策協議会等と連携し、随時、状況連絡を行う。

（3）室内温度の確保、し尿処理、ごみ処理等の保健衛生活動

施設管理者は、適正な室内温度の確保、水分・飲料水の確保・衛生管理、し尿処理、ごみ処理等の保健衛生活動を行うよう努める。

（4）必要物資の配布

施設管理者は、被災状況や受入人数を踏まえてボランティアを募り、施設滞在中に対して計画的に物資の配布するよう努める。

必要に応じ札幌市は、水や食料等の支援を行うとともに、特に、厳冬期における防寒対策に留意する必要があることから、市の備蓄物資の毛布・寝袋等を供給することも検討を進める。

（5）情報の収集及び受入者への伝達

施設管理者は、円滑な一時滞在施設の運営及び受入者（施設滞在中）への適確な情報提供に向けて、テレビ、ラジオ、インターネット等、使用可能なメディアや連絡手段を活用し、災害情報、交通状況、帰宅困難者の滞留状況に関する情報を入手し、模造紙やホワイトボード等のツールに記録・更新の上、受入者（施設滞在中）へ伝達するよう努める。

（6）受入可能人数に達した場合の新たな受入の停止、札幌市への報告

施設管理者は、受入可能人数に達した場合、自施設での新たな受入を停止するとともに、札幌市への報告を行う。

4-8 運営体制の強化等（発災から概ね1日後から3日後まで、適宜実施）

施設管理者は、発災後概ね1日後から3日後にかけて、受入者を含めた施設の運営、帰宅支援情報の提供等、以下に示す事項を行う。

(1) 受入者も含めた施設の運営

施設管理者は、要配慮者を除く受入者（施設滞在者）に対して、施設運営への協力を呼びかける。なお、施設管理者は、一時滞在施設の運営にあたり、受入者（施設滞在者）に協力してもらう場合には、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、安全に配慮するものとする。

(2) 帰宅支援情報の提供

施設管理者は、災害対策本部等と連携し、より正確な情報収集を行い、受入者（施設滞在者）が帰宅する時期を判断できるように、随時、公共交通機関の運行再開や搬送手段等に関する情報提供に努める。

(3) 近隣の一時的滞在施設との情報交換

施設管理者は、近隣の一時的滞在施設との情報交換を行い、円滑な施設運営に努めるとともに、受入者（施設滞在者）に対する帰宅支援情報の提供や一時滞在施設の閉鎖に向けた準備を行う。

4-9 一時滞在施設の閉鎖

施設管理者は、帰宅支援情報の提供、一時滞在施設閉鎖の判断、受入者の帰宅誘導等、以下に示す事項を行う。

(1) 帰宅支援情報の提供

施設管理者は、引き続き、より正確な情報収集を行い、受入者（施設滞在者）が帰宅する時期を判断できるように、随時、公共交通機関の運行再開や搬送手段等に関する情報提供に努める。

(2) 一時滞在施設閉鎖の判断

施設管理者は、自施設の受入者（施設滞在者）の帰宅状況に加え、札幌市や近隣の一時的滞在施設等との情報共有を行い、施設滞在者が少なくなった時点、または受入から24時間が経過した段階で一時的滞在施設の閉鎖を検討する。

(3) 受入者の帰宅誘導

施設管理者は、一時滞在施設の閉鎖決定後、施設滞在者が残っている場合は閉鎖を周知するとともに、札幌市の指示により、必要に応じて、他の一時滞在施設等への案内誘導を行う。

(4) 一時滞在施設の閉鎖、札幌市への報告

施設管理者は、施設滞在者全員の退所を確認するとともに、一時滞在施設を閉鎖し、札幌市にその旨を報告する。

○平常時の取組

4-10 一時滞在施設の運営準備

4-10-1 運営体制の整理

施設管理者は、一時滞在施設として発災時に機能するよう、運営体制に関する事項をあらかじめ定めておく。

(1) 施設内の受入場所

施設管理者は、発災時に速やかに帰宅困難者を受入れることができるよう、あらかじめ受入場所や提供施設・物資を決め、当該施設の従業員等に周知する。

受入場所については、余震等の可能性や防犯面を考慮して、以下の要件に該当する場所が望ましい。

◆一時滞在施設の受入要件

○余震等の可能性を考慮した場所

●天井部等から物が落下するおそれのない場所

○防犯面に配慮した場所

●暗がりの部屋、入り組んだ場所を避けた場所

⇒ビルのロビー・会議室、ホテルのロビー・宴会場、地下歩行空間 など

(2) 受入定員

施設管理者は、発災時に帰宅困難者等の円滑な受入れに向けて、受入定員を算出する。受入定員は、約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。

(3) 運営要員の確保

施設管理者は、運営に係る要員を従業員等から確保するように努める。

テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。また、運営に係る役割分担と責任を関係者間であらかじめ決めておくことが望ましい。

なお、運営要員の確保にあたっては、要員不足に備えて、施設滞在者等の活用も検討しておくことが望ましい。

(4) 関係機関との連絡の手順

施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

(5) 帰宅困難者の受入の手順

施設管理者は、円滑な受入に向けて、施設の点検、情報収集・提供、受入可否

の判断、運営体制の準備、一時滞在施設の開設・受入などの手順を整理しておく。

(6) 施設滞在者への情報提供の手順

施設管理者は、施設滞在者への円滑な情報提供に向けて、情報提供内容・場所・手段などの手順を整理しておく。

(7) 物資の配布手順

施設管理者は、市から備蓄物資等の供給を受けた場合の施設滞在者への円滑な物資の配布に向けて、物資の分配の手順を定めておく。

(8) 要配慮者への対応

施設管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者への適切かつ円滑な対応に向けて、要配慮者スペースの確保、必要物資の確保などの手順を整理しておく。

(9) セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等を適切に管理し、立ち入り禁止区域の設定など盗難等のトラブル防止体制の整備を行う。

4-10-2 受入のための環境整備

施設管理者は、平常時より、以下に示す帰宅困難者を受入れのための環境整備に努める必要がある。

(1) 施設の安全確保

施設管理者は、災害発生時に帰宅困難者等を安全に受け入れられるよう、日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

また、災害発生時の建物内の点検箇所や施設滞在者の安全確認の方針等について、一時滞在施設の運営計画等で定めておく。

(2) 書類・帳票の整備

① 受入条件の整理、帳票の作成

受入者（施設滞在者）に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく。

【受入条件の内容】

- i. 施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること。
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること。
- iii. 施設管理者は施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む）については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- iv. 施設滞在者が体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染した場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- v. 施設滞在者の所持する物品は預からないこと。
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急ぎよ閉鎖する可能性があること。
- vii. 施設管理者から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- viii. 負傷者の治療はできないこと、食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること。

② 書類・帳票等の整理

施設管理者は、書類・帳票等を一時滞在施設に整備・保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

【書類・帳票等の例】

- i. 受入者（施設滞在者）名簿
- ii. 受入記録
- iii. 一時滞在施設物品受払簿
- iv. 一時滞在施設運営及び収容状況記録票
- v. 一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類 等

（3）情報収集及び施設滞在者への情報提供体制の準備

施設管理者は、テレビ、ラジオ、インターネットなど使用可能な情報手段の確保に努める。

また、入手した情報を施設滞在者に提供できるよう、ホワイトボード等の掲示板や周辺の地図を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する準備をする。

（4）安否確認のための体制整備（特設公衆電話、Wi-Fi など）

帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、特設公衆電話や Wi-Fi 等の通信手段を整備しておくよう努める。また、災害用伝言板サービス等の使い方を説明できる体制を整えておく。

（5）備蓄品・非常用電源設備等の確保

施設管理者は、帰宅困難者用の水、食料、毛布等の備蓄を検討する。

施設内に必要な物資の備蓄が困難な場合においては、行政や関係機関との連携により、災害発生時に利用可能な備蓄手段及び輸送手段等の確保について検討する。

また、非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、可能な範囲で災害発生時の停電時等に備えておくことが望ましい。

※非常用電源設備等が確保できない場合の消防用設備等の機能に関しては、災害対策基本法第 86 条の 2 第 2 項において、事前に北海道や札幌市と締結した協定に基づき開設された一時滞在施設など、地方公共団体の長が設置する避難所等について、消防用設備等の設置、維持に関する規定（消防法第 17 条）を適用しない旨の特例が定められている。

（6）防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時の札幌市及び北海道の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成し、配備する。

4-10-3 運営計画の策定

施設管理者は、前項までの事項をとりまとめ、運営計画等を策定しておくことが望ましい。

施設管理者は、発災時の迅速な対応に向けて、運営に必要な事項、運営体制、受入のための環境整備など、一時滞在施設として帰宅困難者等を受入れる際に必要な事項をあらかじめ整理し、運営計画等を策定しておくことが望ましい。

また、運営計画等を策定した場合、冊子等により、従業員等に周知しておくこととする。

4-10-4 定期的な訓練等による手順の確認

施設管理者は、一時滞在施設の開設に関する訓練の定期的な実施に努める。

施設管理者は、地震を想定した自衛消防訓練等にあわせて一時滞在施設の開設に関する訓練を実施するなど、帰宅困難者等の受入の手順等について確認し、必要な場合は手順の改善を行う。

また、当該訓練の結果について検証し、必要に応じて計画等に反映させる。

第5章 札幌市の取組対応

○災害時の対応

5-1 一時滞在施設への支援策

札幌市は、発災時の円滑な一時滞在施設の運営に向けて、一時滞在施設や帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設間の調整、必要物資の提供、施設滞在者への退去要請、損害等への対応などの支援策を講じる。

(1) 一時滞在施設への情報提供

札幌市は、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断に必要な情報を適宜提供する。

(2) 帰宅困難者への情報提供

札幌市は、一時滞在施設の開設状況等について、ホームページや緊急速報メールなどを通じて情報提供を行う。

(3) 一時滞在施設間の調整

札幌市は、一時滞在施設からの報告をもとに受入人数や各種物資の過不足を把握し、施設間の調整を行う。

また、受入者の帰宅等により施設の滞在人数が少数となったときは、他の一時滞在施設に移動させるなど、一時滞在施設の早期閉鎖を支援する。

(4) 必要物資の提供

札幌市は、必要に応じ市の備蓄物資等を供給することにより支援を行う。

(5) 施設滞在者への退去要請

札幌市は、施設管理者の要請に基づき、一定期間を超えてなお滞在する施設滞在者等に対する退去要請等の対応を実施する。

(6) 外国人への対応

札幌市は、観光客等の外国人に対して、外国語表記や分かりやすいピクトグラム等を活用した案内板等による誘導や、外国語での情報提供による対応も検討する。

(7) 損害等への対応

札幌市は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、警察等とも連携して積極的に協力して対応する。

○平常時の取組

5-2 事業者等への情報提供体制の確保

札幌市は、発災時の迅速かつ適切な情報提供に向けて、平常時より必要な取組の実施に努める。

帰宅困難者が最も期待する情報の一つとして、札幌市から提供される情報がある。また、帰宅困難者が滞在する各種施設（企業、学校、大型商業施設、一時滞在施設等）についても、札幌市からの情報提供が重要となる。

発災時に札幌市が円滑な情報提供を行うためには、平常時から下記のような取組を行う必要がある。

札幌市に求められる平常時からの取組

- 情報提供担当者の指定
- 各々の情報の入手先及び入手方法の確認
- 情報提供を行うための設備の整備（インターネット、掲示物等）
- 発災時の情報提供の実施マニュアルの整備
- 平時から準備可能な情報提供資材（紙）の作成・配布
- 各種施設（企業、学校、大型商業施設、一時滞在施設等）との連携体制の確認
- 大型ビジョン、デジタルサイネージ事業者等との協議
- 官民連携による訓練の実施 など

5-3 一斉帰宅の抑制等の普及啓発

札幌市は、各種手段を用いて、災害時には「むやみに移動を開始しないこと」「身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等」「安否確認手段やその利用方法」について、事業所へ周知する。

5-4 一時滞在施設の確保

札幌市は、厳冬期の大規模地震に備えて、北海道、国及び事業者に働きかけ、円滑な一時滞在施設の確保に努める。

(1) 札幌市

札幌市が所有・管理する施設を一時滞在施設として確保する。また、民間施設の協力を得ながら一時滞在施設としての確保を進める。

(2) 北海道

北海道が所有・管理する施設について、札幌市からの要請に基づき、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

(3) 国

国が所有・管理する施設について、札幌市からの要請に基づき、又は自主的に一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。

(4) 事業者

事業者は、札幌市からの協力に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討する。提供可能な場合は、札幌市と協定を締結する。

事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することが可能か検討を促す。

5-5 一時滞在施設の確保・運営に関する支援策

札幌市は、発災時の円滑な一時滞在施設の確保・運営に向けて、平常時より一時滞在施設に関する普及啓発、防災関係機関への周知、民間一時滞在施設の確保に関する支援策の具体化、マニュアル等の整備に努める。

(1) 一時滞在施設に関する普及啓発

札幌市は、札幌市都心地域内の従業者及び市民に対して、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。

ただし、一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、施設管理者が希望する場合には、あらかじめ公表しないこととすることができる。

また、一時滞在施設は施設管理者の善意に基づく共助の観点から運営されることから、一時滞在者は自己の判断で利用するものであること、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力すること、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないといった受入条件についてもあわせて普及啓発に努める。

そのほか、余震等の影響で建物や周辺状況に変化が生じた場合等、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること、受入定員に達した場合には新たな受入を断ること、また、負傷者の治療ができないことや、食料等の配布ができないこと等、前述の通り、施設管理者の善意に基づくものであり、施設において対応できない事項についても普及啓発を行う。

(2) 防災関係機関への周知

札幌市は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防へ周知し、発災時の連携に努める。

(3) 民間一時滞在施設の確保に関する検討

札幌市は、民間施設の協力を得るため、支援策について検討していく。

(4) マニュアル等の整備

札幌市は、本ガイドラインを参考に、具体的な一時滞在施設の確保及び運営マニュアル等を整備し継続的な更新に努める。

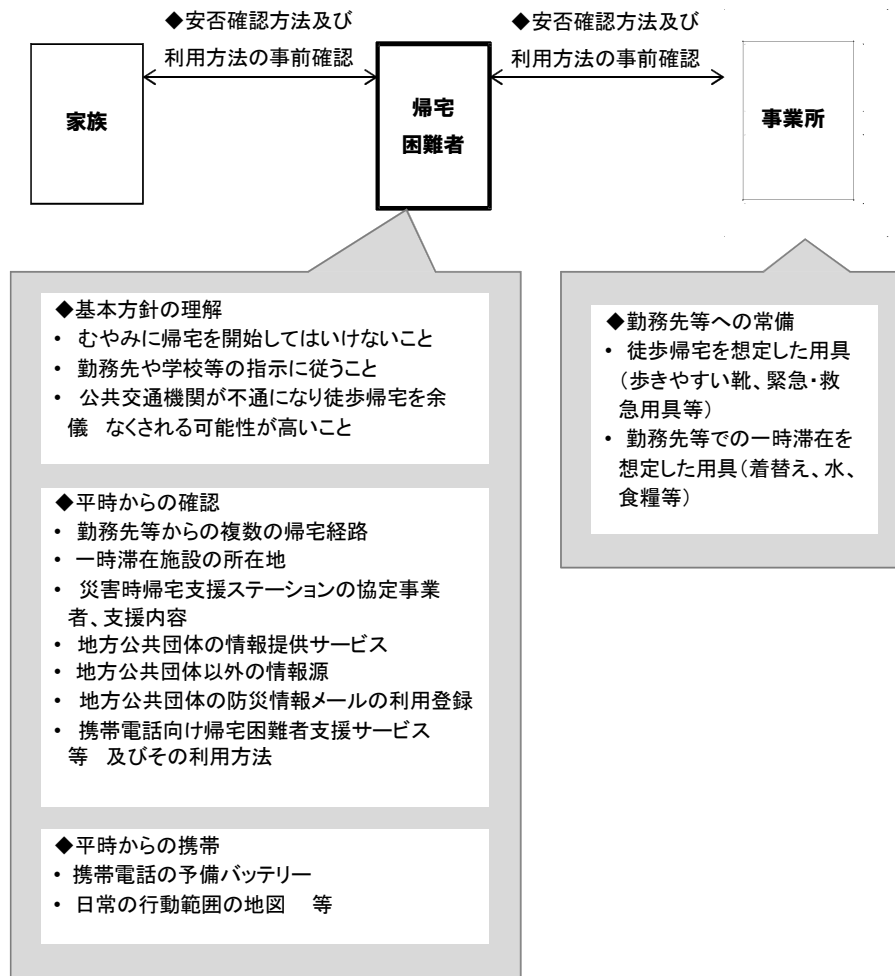
5-6 帰宅支援体制の確保

札幌市や北海道では、コンビニエンスストアとの協定の締結により「災害時帰宅支援ステーション」を確保し、災害時に徒歩帰宅者に対して、店舗への被害がなく従業員が対応可能な場合に、可能な範囲で飲料水やトイレの提供などの支援を行うこととしている。

第6章 市民に求められる平常時からの取組

6-1 災害時の円滑な情報収集

市民は、大規模地震発生時の通信・交通等の手段が利用できなくなる事態に備えて、平常時より発災時の円滑な情報収集・徒歩帰宅等の実現に向けた取組の実施に努めることが望ましい。



6-2 一時滞在施設の所在地等の確認

市民は、大規模地震発生時に備えて、平常時より一時滞在施設の所在地等を確認しておくことが望ましい。

< 参考 1 > 施設の被災状況チェックシート（例）

《第 1 次チェック》

① 建物が傾いていますか。	はい	いいえ
② 建物の基礎や柱に大きなひび割れや剥離がありますか。	はい	いいえ
③ 建物の外壁材に大きな亀裂やコンクリートの剥落がありますか。	はい	いいえ
④ 建物周辺が大きく陥没または隆起していますか。	はい	いいえ
⑤ 隣接する建物が施設の方向に傾いていますか。	はい	いいえ
⑥ ガス臭（ガス漏れの可能性）はありますか。	はい	いいえ

ここまでのチェックで、「はい」が一つでもあった場合は、建物を退去する必要があります。

《第 2 次チェック》

⑦ 床に損傷が生じていますか。	はい	いいえ
⑧ 壁に損傷が生じていますか。	はい	いいえ
⑨ 天井の損傷や照明器具の落下が生じていますか。	はい	いいえ
⑩ 窓枠の変形や窓ガラスの損傷が生じていますか。	はい	いいえ
⑪ 設備の停止や故障がありますか。	はい	いいえ

上記の状況により、建物内の一部の立ち入り禁止区域の設定や設備の使用中止の対応を行う必要があります。

《その 3：その他の状況》

※一時滞在施設の開設等に影響が出ると思われる状況や、開設後にすぐに対応が必要と思われる状況などを記入して下さい。
--

このような状況を参考にして、施設の使用可否を判定してください。

<参考 2> 情報の入手先

①テレビ・ラジオ

②緊急速報メール（エリアメール）

- ◆気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス

③防災・災害に関する情報

- ◆札幌市防災アプリ（愛称そなえ）



アンドロイド用QRコード

IOS用QRコード

- ◆札幌市HP (<http://www.city.sapporo.jp/index.html>)
- ◆北海道防災情報 (<http://www.bousai-hokkaido.jp/>)
- ◆北海道防災情報（モバイル用） (<http://i.bousai-hokkaido.jp/>)
- ◆国土交通省災害・防災情報 (<http://www.mlit.go.jp/saigai/>)
- ◆北海道地区道路情報 (<http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/>)
- ◆NHK気象・災害情報 (<http://www3.nhk.or.jp/weather/>)
- ◆総務省消防庁災害情報 (<http://www.fdma.go.jp/bn/2017/>)

④気象に関する情報

- ◆気象庁（地震情報） (<http://www.jma.go.jp/jp/quake/>)
- ◆気象庁（気象等全般） (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
- ◆札幌管区气象台 (<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>)

⑤交通に関する情報

- ◆札幌周辺交通案内「さっぽろえきバス navi」 (<http://ekibus.city.sapporo.jp/>)
- ◆JR北海道 (<http://www.jrhokkaido.co.jp/>)
- ◆道路交通情報 Now!! (<http://www.jartic.or.jp/>)

⑥その他

- ◆災害用ダイヤル171（NTT 東日本）、災害用ブロードバンド伝言板 Web171（NTT 東日本）、災害用伝言板サービス（DoCoMo、au、Softbank、WILCOM）、災害用音声お届けサービス（DoCoMo、au、Softbank） など

■ガイドライン概要

		項目	掲載ページ
事業所	災害時	発災時には、従業員等の安否確認や施設の被災状況の確認などを行い、従業員等に対して一斉帰宅の抑制を呼びかける。	P 6
		施設内に待機できない場合は、周辺の一時的滞在施設へ案内、誘導する。	P 6
		被災状況などの情報収集に努める。	P 35
	平常時	大規模地震に備えて、従業員等への一斉帰宅の抑制についての周知や待機・滞在できる場所の確保を行う。	P 8
		従業員や家族等との安否確認手段を確保しておく。	P 8.9
		施設の安全確保に努める。	P 9.10
		必要な備蓄に努める。	P 11.12
		帰宅ルールをあらかじめ定めておくことや定期的な訓練等による手順の確認を行う。	P 12.13
	大規模な集客施設や駅等	災害時	従業員等の安否確認や利用者の安全確保を行う。
施設内に保護できない場合は、周辺の一時的滞在施設へ案内、誘導する。			P 15
被災状況などの情報収集に努める。			P 35
平常時		大規模地震に備えて、利用者の安全確保のため、安全な場所への待機・誘導について検討しておく。	P 16
		施設の安全確保や物資等の備蓄に努める。	P 16

一時滞在施設	災害時	発災直後に施設の被災状況の確認を行い、一時滞在施設を開設する。	P19.20
		一時滞在施設として開設できない場合は、札幌市に報告し、開設できない旨の掲示を行う。	P20
		施設内の各スペースの設定や受入場所の選定を行う。	P21
		帰宅困難者を受け入れ、受入人数の把握や物資の配布等を行う。	P22.23
		交通機関の運行再開や搬送手段等の情報等により、一時滞在施設の閉鎖を検討する。	P23.24
	平常時	大規模地震に備えて、一時滞在施設の運営体制について事前に定めておく。	P25.26
帰宅困難者の受入のために施設の安全確保や運営体制の整備に努める。		P27.28	
札幌市	災害時	一時滞在施設への情報提供や必要物資の提供等を行う。	P30
	平常時	大規模地震に備えて、円滑な情報提供を行うことができるよう体制を確保する。	P31.32
		一時滞在施設の確保を進め、民間一時滞在施設への支援策について検討する。	P31.32
市民	平常時	大規模地震に備えて、情報収集手段や一時滞在施設の所在地等の確認を行う。	P33